農業競争力強化農地整備事業実施要綱

平成30年３月30日付け29農振第2604号
最終改正　令和８年４月７日付け７農振第3271号
令和８年４月７日付け７畜産第3298号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長
殿

農林水産事務次官

第１　目的

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが重要である。

そのためには、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地の整備を実施し、農業の構造改善を図ることが不可欠である。

このため、本事業により、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化等を推進し、もって、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。

あわせて、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図る観点から、水田の貯留機能向上のための取組を促進することとする。

第２　事業の内容

本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長及び畜産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。

１　農地整備事業

農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する以下の事業（（１）に掲げる事業の型ごとに、（２）の区分に掲げる事業種類を組み合わせて行うものとする。）

（１）事業の型

ア　経営体育成型
イ　中山間地域型
ウ　国営流域治水対策型
エ　国営事業促進型

（２）事業の区分と事業種類

区分	事業種類
１　農業生産基盤整備事業	（１）農業用用排水施設整備事業 （２）農道整備事業 （３）区画整理事業 （４）農用地造成 （５）暗渠排水事業 （６）客土事業 （７）除礫
２　農業生産基盤整備附帯事業	（１）土壌改良事業 （２）高付加価値農業施設移転等事業 （３）交換分合 （４）耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 （５）埋蔵文化財調査事業
３　営農環境整備事業	（１）農業集落道整備事業 （２）農業集落排水施設整備事業 （３）農業集落防災安全施設整備事業 （４）農業集落環境管理施設整備事業 （５）用地整備事業 （６）環境整備事業 （７）生態系保全空間整備事業 （８）営農用水施設 （９）農作業準備休憩施設 (10) 地域資源利活用基盤 (11) 情報通信環境整備
４　農業経営高度化支援事業	（１）高度土地利用調整事業 （２）農地集積促進事業 （３）耕地利用高度化推進事業 （４）水田貯留機能向上支援事業 （５）水田貯留機能向上推進事業
５　農業構造転換特別対策事業	農業構造転換特別対策事業
６　特認事業	特認事業

２　実施計画等策定事業

１の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を行う以下の事業

（１）実施計画策定事業

（２）経営体育成促進換地等調整事業

３　草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備及びこ

れに関連する以下の事業

（１）草地整備型

ア　道営草地整備事業

イ　公共牧場整備事業

（２）畜産担い手総合整備型

ア　飼料基盤集積整備事業

イ　再編整備事業

（３）草地整備利用促進事業

４　農村環境計画策定事業

１の農地整備事業その他農村振興局長等が別に定める事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う事業

５　農業基盤整備促進事業

水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備事業

第３　事業の実施区域

本事業の実施区域は、以下の要件を全て満たす区域とする。

１　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内の区域であること（ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。）。

２　第２の１の農地整備事業及び第２の３の草地畜産基盤整備事業（第２の３の草地畜産基盤整備事業のうち農村振興局長等が別に定める事業を除く。）にあっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画を策定した区域であること（ただし、原子力被災 12 市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和６年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）２の（１）の実質化された人・農地プランをいう。）の対象地域を実施区域とすることも可能とする。）。

第４　事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他農村振興局長等が別に定める者とする。

第５　計画の作成

１　事業実施主体は、第２の１の農地整備事業又は第２の３の草地畜産基盤整備事業を

実施しようとするときは農業競争力強化基盤整備計画（第２の３の草地畜産基盤整備事業のうち農村振興局長等が別に定める事業を実施しようとするときは畜産基盤整備計画）を作成し、第２の５の農業基盤整備促進事業を実施しようとするときは農業基盤整備計画を作成するものとする。

２　１の農業競争力強化基盤整備計画、畜産基盤整備計画及び農業基盤整備計画に記載する事項は、農村振興局長等が別に定めるものとする。

第６　採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

１　第２に掲げる事業ごとに農村振興局長等が別に定める要件を満たしていること。

２　農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業にあっては、第５の農業競争力強化基盤整備計画（草地畜産基盤整備事業のうち農村振興局長等が別に定める事業にあっては、第５の畜産基盤整備計画）を策定していること。

３　農業基盤整備促進事業にあっては、第５の農業基盤整備計画を策定していること。

第７　事業の申請等

１　都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、第５に掲げる計画及び農村振興局長等が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、農村振興局長等が別に定める期日までに、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

２　地方農政局長等は、農村振興局長等が別に定めるところにより、前項で提出された事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。

３　都道府県以外を事業実施主体とする場合の事業の申請及び採択については、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

第８　助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費のうち、農村振興局長等が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

第９　委任

本事業の実施に当たっては、法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令及びこの要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによる。

附　則

１　この通知は、平成 30 年４月１日から施行する。

2　平成 30 年度において本事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第７の１の規定にかかわらず、平成 30 年 10 月末日までとする。

3　次に掲げる通知は、廃止する。

（１）戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2199 号農林水産事務次官依命通知）

（２）特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 農振 2242 号農林水産事務次官依命通知）

（３）６次産業化等促進基盤整備事業実施要綱（平成 24 年 10 月 26 日付け 24 農振 1602 号農林水産事務次官依命通知）

（４）農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 25 年２月 26 日付け 24 農振第 2091 号農林水産事務次官依命通知）

（５）農業基盤整備促進事業実施要綱（平成 25 年２月 26 日付け 24 農振第 2089 号農林水産事務次官依命通知）

（６）低コスト農地整備推進実証事業実施要綱（平成 29 年３月 31 日付け 28 農振第 2109 号農林水産事務次官依命通知）

4　３の（１）から（６）までのいずれかの通知に基づき事業を実施している地区については、第７の申請及び採択が行われたものとみなす。ただし、当該地区の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

5　３の（５）に基づき平成 30 年度採択を希望し、平成 29 年 11 月末日までに事業採択申請書等を提出した地区については、第７の申請が行われたものとみなす。

附　則

この通知は、令和３年１月 28 日から施行する。

附　則

この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

1　この通知は、令和７年４月１日から施行する。

2　この通知による改正後の第３に規定する事業実施区域について、令和６年度以前に第７の申請が行われた地区については、なお従前の例による。

附　則

この通知は、令和８年４月７日から施行する。